

## 下市町空き家バンク設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、下市町における空き家の有効活用を通して、下市町への定住促進及び下市町と都市住民の交流拡大による地域の活性化を図るため、下市町空き家バンクの設置について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 下市町内に存する物件で現在使用していない（使用しなくなる予定のものを含む。）建物及び空き地（田畑山林等の不動産を含む。）をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買又は賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家登録者 第4条第3項の規定による登録の通知を受けた申込み者をいう。
- (4) 利用希望者 空き家バンクの情報を受け、空き家の利用を希望する者をいう。
- (5) 利用登録者 第7条第2項の規定による登録の通知を受けた利用希望者をいう。
- (6) 空き家バンク 空き家の売買、賃貸等を希望するその空き家登録者から申込みを受けた情報を利用登録者に対し提供する制度をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、下市町空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

### (空き家の登録申込等)

第4条 空き家バンクにより空き家の登録を受けようとする所有者等は、下市町空き家バンク登録申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申込があったときは、その内容等を確認し、適当であると認めたときは、下市町空き家バンク登録台帳（以下「空き家台帳」という。）に登録するものとする。

### (登録事項の変更の届出)

第5条 空き家登録者は、当該登録事項に変更があったときは、下市町空き家バンク登録変更届出書（様式第2号）により、遅滞なくその旨を町長に届出なければならない。

### (空き家台帳の登録の取消し)

第6条 町長は、空き家登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家台帳の登録を取り消すとともに、下市町空き家バンク登録取消通知書（様式第3号）を当該所有者に通知するものとする。

- (1) 下市町空き家バンク登録取消届出書（様式第4号）の提出があったとき。
- (2) 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (3) その他空き家台帳に登録されていることが不適当と町長が認めたとき。

(利用登録申込み等)

第7条 利用希望者は、下市町空き家バンク利用登録申込書(様式第5号)に誓約書(様式第6号)を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による利用登録の申込みがあった場合は、その内容等を確認し、適切であると認めるときは、下市町空き家バンク利用登録台帳(以下「利用登録台帳」という。)に登録するものとする。

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、下市町空き家バンク利用登録変更届出書(様式第7号)を町長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の取消し)

第9条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を取り消すとともに、下市町空き家バンク利用登録取消通知書(第8号)を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (2) 申込内容に虚偽があったとき。
- (3) 下市町空き家バンク利用登録取消届出書(第9号)の提出があったとき。
- (4) その他町長が適当でないと認めるとき。

(情報提供等)

第10条 町長は、必要に応じて、空き家登録者及び利用登録者に対して、空き家台帳及び利用登録台帳に登録された有用な情報を提供する。

2 町長は、空き家登録者と利用登録者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、制度の目的を達成することに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。